

滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

旧	新
○滋賀県公害防止条例施行規則 昭和48年 3 月24日滋賀県規則第10号 第 1 条から第29条の2 省略 (土壌の指定物質による汚染の状況の調査の方法) 第29条の 3 条例第49条第 1 項本文および第50条第 1 項本文の規則で定める方法は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第 3 条から第11条までに定めるとおりとする。 第29条の 4 から第29条の 8 省略 (指定有害物質による土壌の汚染状態の基準) 第29条の 9 条例第50条第 4 項の規則で定める基準は、土壌汚染対策法施行規則第18条に規定する指定区域の指定に係る基準とする。 第29条の10 省略 (土地の形質の変更の施行方法に関する基準) 第29条の11 条例第50条の 2 第 2 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 土地の形質の変更に当たり、汚染土壌または指定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。 (2) 土地の形質の変更に当たり、汚染土壌（第29条の 9 の基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する指定有害物質の量に関する基準に係るものに限る。）が当該指定有害物質使用地内の帯水層に接しないようにすること。	○滋賀県公害防止条例施行規則 昭和48年 3 月24日滋賀県規則第10号 第 1 条から第29条の2 省略 (土壌の指定物質による汚染の状況の調査の方法) 第29条の 3 条例第49条第 1 項本文および第50条第 1 項本文の規則で定める方法は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第 3 条から第15条までに定めるとおりとする。 第29条の 4 から第29条の 8 省略 (指定有害物質による土壌の汚染状態の基準) 第29条の 9 条例第50条第 4 項の規則で定める基準は、土壌汚染対策法施行規則第31条に規定する区域の指定に係る基準とする。 第29条の10 省略 (土地の形質の変更の施行方法に関する基準) 第29条の11 条例第50条の 2 第 2 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 土地の形質の変更に当たり、汚染土壌または指定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。 (2) 土地の形質の変更に当たり、汚染土壌（第29条の 9 の基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する指定有害物質の量に関する基準に係るものに限る。）が当該指定有害物質使用地内の帯水層に接しないようにすること。

(3) 土地の形質の変更を行つた後、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(4) 掘削した汚染土壤の当該指定有害物質使用地外への搬出をする場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア 汚染土壤または指定有害物質の飛散等を防止するための措置を講ずること。

イ 搬出先において周辺環境に指定有害物質による汚染が拡散しないよう、搬出する汚染土壤の処分方法（平成15年環境省告示第20号）に定める方法により汚染土壤の処分を行うこと。

ウ イの規定により汚染土壤の処分が適正に行われたことについて、搬出する汚染土壤の処分に係る確認方法（平成15年環境省告示第21号）に定める方法により確認すること。

（指定有害物質使用地台帳）

第29条の12 条例第50条の4第1項の指定有害物質使用地台帳は、帳簿および図面をもつて調製するものとする。

2 前項の帳簿および図面は、指定有害物質使用地ごとに調製するものとする。

3 第1項の帳簿は、指定有害物質使用地につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定有害物質を使用していた工場等の名称

(2) 指定有害物質使用地の所在地

(3) 指定有害物質の使用状況

4 第1項の図面は、指定有害物質使用地およびその周辺の地図とする。

5 帳簿の記載事項および図面に変更があつたときは、知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(3) 土地の形質の変更を行つた後、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(4) 掘削した汚染土壤の当該指定有害物質使用地外への搬出をする場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア 汚染土壤または指定有害物質の飛散等を防止するための措置を講ずること。

イ 搬出先において周辺環境に指定有害物質による汚染が拡散しないよう、搬出する汚染土壤の処分方法（平成15年環境省告示第20号）に定める方法により汚染土壤の処分を行うこと。

ウ イの規定により汚染土壤の処分が適正に行われたことについて、搬出する汚染土壤の処分に係る確認方法（平成15年環境省告示第21号）に定める方法により確認すること。

（指定有害物質使用地台帳）

第29条の12 条例第50条の4第1項の指定有害物質使用地台帳は、帳簿および図面をもつて調製するものとする。

2 前項の帳簿および図面は、指定有害物質使用地ごとに調製するものとする。

3 第1項の帳簿は、指定有害物質使用地につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定有害物質を使用していた工場等の名称

(2) 指定有害物質使用地の所在地

(3) 指定有害物質の使用状況

4 第1項の図面は、指定有害物質使用地およびその周辺の地図とする。

5 帳簿の記載事項および図面に変更があつたときは、知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。

6 知事は、当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法第7条第4項の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去の措置が講じられていると認められた場合には、当該指定有害物質使用地に係る帳簿および図面を指定有害物質使用地台帳から削除しなければならない。

第29条の13から第33条 省略

別表第1（第3条関係）特定施設

1から74 省略

75 廃ガス洗浄施設

（第23項のル、第24項の二、第26項の水、第27項の又、第32項の二、第33項のり、第35項の八、第36項の口、第37項の夕、第46項の二、第47項の水、第53項の口、第62項の水および第63項の水に掲げる廃ガス洗浄施設を除く。）

75から82および付表 省略

別表2から別表12 省略

別記

様式第1号から第16号 省略

6 知事は、当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法第7条第6項の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去の措置が講じられていると認められた場合には、当該指定有害物質使用地に係る帳簿および図面を指定有害物質使用地台帳から削除しなければならない。

第29条の13から第33条 省略

別表第1（第3条関係）特定施設

1から74 省略

75 廃ガス洗浄施設

（第23項のル、第24項の二、第26項の水、第27項の又、第32項の二、第33項のり、第35項の八、第36項の口、第37項の夕、第46項の二、第47項の水、第53項の口、第62項の水、第63項の水および第63項の3に掲げる廃ガス洗浄施設を除く。）

75から82および付表 省略

別表2から別表12 省略

別記

様式第1号から第16号 省略

様式第17号（第29条の4関係）

様式抜粋

滋賀県公害防止条例第49条第1項（第50条第1項）ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

様式第18号（第29条の4関係）

様式抜粋

滋賀県公害防止条例第49条第1項（第50条第1項）ただし書の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継したので、滋賀県公害防止条例施行規則第29条の4第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

様式第18号から第27号 省略

様式第17号（第29条の4関係）

様式抜粋

滋賀県公害防止条例第49条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

様式第17号（第29条の4関係）

様式抜粋

滋賀県公害防止条例第49条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継したので、滋賀県公害防止条例施行規則第29条の4第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

様式第18号から第27号 省略